

大阪市設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式運用要領

制 定 令和8年10月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市が発注する建設工事における設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式（以下「設計・施工一括発注方式等」という。）の運用に関して、大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領（以下「総合評価要領」という。）及び別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設計・施工一括発注方式等の実施にあたっては、大阪市中小企業振興基本条例（平成23年条例第59号）の趣旨を踏まえ、優良な中小建設業者の受注機会の確保に留意しなければならない。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式をいう。

(2) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定したうえで、施工のために必要な詳細設計（仮設を含む。）を施工と一括して発注する方式をいう。

(3) CM方式（コンストラクションマネジメント方式）

発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクションマネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう。

(対象事業)

第3条 設計・施工一括発注方式等を適用できる事業（以下「対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 目的物の施工にあたり、事業者それぞれが高度又は特殊な技術力を有し、その技術力によって施工方法等が異なるため、本市が標準的な設計を定めることができないもの。
- (2) 早急に工事を完成させなければ市民生活又は本市の重要な施策の進捗等に支障を及ぼす恐れがあると認められ、設計と施工を一体で発注することにより、他の発注方式に比して経済的、合理的な施工が可能と認められるもの。
- (3) 前2号のほか、特に設計と施工を一体で発注する必要があると認められるもの。

(発注方式の決定)

第4条 設計・施工一括発注方式等で発注を行うことについては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審議を経て決定する。

(事業者の選定方式)

第5条 対象事業における事業者の選定は総合評価落札方式によることとし、総合評価要領第4条に規定する実施方式のうち、高度技術提案型、標準型又は簡易型を適用する。

(入札公告)

第6条 入札担当者は設計・施工一括発注方式等により事業を実施しようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項により明らかにしておかなければならない事項並びに総合評価要領第6条に規定する事項のほか、次の事項について公告しなければならない。

- (1) 設計・施工一括発注方式等により実施する事業であること
- (2) その他、設計・施工一括発注方式等を実施するために必要な事項

(入札参加資格)

第7条 契約管財局長は、事業主管局長が当該事業に関してCM方式など発注補助業務（業務名称の如何を問わない。以下同じ。）を委託した場合においては、次に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。

- (1) 発注補助業務の受託者（受託する見込みである場合を含む。以下「受託者」という。）でないこと
- (2) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと
- (3) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている者でないこと

(共同企業体)

第8条 共同企業体については、特定建設工事共同企業体運用基準によるほか、資格審査委員会の審議を経て建設企業と設計企業で構成する共同企業体によることができる。

(予定価格の公表)

第9条 予定価格は、開札後に公表するもの（事後公表）とする。

(調査基準価格の設定等)

第 10 条 低入札価格調査における調査基準価格は、工事請負契約に係る低入札価格運用要領第 5 条に基づき算出した額とする。

2 価格による失格基準は、総合評価要領第 10 条及び別表に基づき算出した額とする。

3 前 2 項において、算定項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）に対応する設計業務委託費の費目は公告文等に明記する。

(落札者の施工方法等)

第 11 条 落札者に対しては、本市が採用した技術提案等に基づいて設計及び施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に際して必要な事項は契約管財局長が別に定める。

2 この要領によりがたい場合は、資格審査委員会の審議を経て取扱いを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。